

令和元年 第6回

甲斐市農業委員会議事録

令和元年6月28日

1 日 時 令和元年 6 月 28 日 (金) 午後 2 時 30 分～

2 場 所 甲斐市役所新館 2 階 防災対策室

3 日 程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 12 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件
報告第 13 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件
議案第 22 号 農地法第 4 第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 24 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第 25 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件
議案第 26 号 令和 2 年度山梨県農業行政施策に関する意見等について

4 欠席委員 7 番 矢崎 富藏 委員

5 議事録署名委員 16 番 小宮山 賢太郎 委員、17 番 坂本 文尚 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 箭本 太

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 藤井 想

7 閉 会： 午後 3 時 44 分

【事務局長】

それでは只今より第6回の総会を始めさせていただきます。
はじめに、あいさつを交わしたいと思いますので、その場でご起立をお願いします。

相互に礼。

御着席ください。

内藤副会長より開会のことばをお願いします。

【内藤副会長】

(あいさつ)

第6回の甲斐市農業委員会総会を開催したいと思います。よろしく
お願いします。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。

【議長（会長）】

(あいさつ)

それではこれから総会を始めたいと思います。最後までご協力をお願
いします。よろしくお願いします。

本日の出席委員は18名です。定足数に達しておりますのでただちに
会議を開きます。

(日程第1
議事録署名委員
の指名)

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、16番小宮山委員と17番坂本委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。

本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま
せんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)

(報告第12号)

【議長】

それでは次の議事に入ります。

報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程いたします。

事務局に番号9番、10番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

はじめに、皆さんに郵送でお送りしました議案ですが、1枚目をめくっていただきまして裏になりますが、差し替えをお願いします。申し訳ございませんが、議案第26号を落としてしまいました。1枚目の裏と差し替えをお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

では資料1ページをお願いします。番号9番、10番につきまして、農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号9番をお願いします。住宅地図1ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積235㎡を、●●番地、●●さんが、敷地拡張のための届出が出されました。

こちらは追認案件で、平成5年頃からアパートの駐車場として使用していたとして、経過理由書の添付がございます。

続きまして、番号10番、住宅地図2ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積435㎡を、●●番地、●●さんが、敷地拡張のための届出が出されました。

こちらも追認案件で、平成5年頃から自宅の一部としてとして使用していたとして、経過理由書の添付がございます。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第13号)

【議長】 次の議事に移ります。報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号23番から28番及び30番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料2ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号23番、住宅地図3ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積204㎡他2筆、合計1,256㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、貸し駐車場にするための届出が出されました。

続きまして、番号24番、住宅地図4ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積676㎡他1筆、合計1,888㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲6区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号25番、住宅地図5ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積298㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅にするための届出が出されました。

続きまして次のページ、3ページをお願いします。

番号26番、住宅地図6ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積361㎡他2筆、合計837㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲3区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号27番、住宅地図7ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積1,012㎡他2筆、合計2,375㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲9区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号28番、住宅地図8ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積576㎡他1筆、合計1,349㎡を、●●番地、

●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、宅地分譲4区画にするための届出が出されました。

続きまして、次のページ、4ページをお願いします。

番号30番、住宅地図9ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積123㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、駐車場にするための届出が出されました。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第22号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号2番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料5ページをお願いします。番号2番、住宅地図10ページ斜線の部分になります。

●●番地、地目田、面積639㎡他1筆、合計1,157㎡を、●●番地、●●さんが資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は集落接続があり、第2種農地と判断することができます。一般基準につきましては、申請書に添付された事業計画書、預金通帳の写し、必要面積検討表、土地改良区の意見書、土地理由選定書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。現在、各現場へ資材や車両等を置いていますが、分散しており業務に支障が出るため、自宅近くにある申請地に資材置場を集約するため、今回の申請に至りました。ダンプ、軽トラック、碎石、砂、土、その他資材置場として使用予定しております。雨水は自然浸透の予定です。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 はい、説明が終わりました。次の現地調査の報告につきまして、6 番飯室委員にお願いします。

【飯室委員】 はい、6 番飯室です。
6 月 18 日に会長等と現地調査を行いまして、現地は元は田圃のようですが、資材置場には適していると思います。また事務局のほうで説明したとおりですので、皆様のご審議の程よろしくお願いします。

【議長】 次に中村征江推進委員に意見を求めます。

【中村（征）推進委員】 はい、中村です。
何も問題はないと思います。よろしくお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号 2 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 23 号)

【議長】 次に移ります。議案第 23 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 24 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料 6 ページをお願いします。番号 24 番、住宅地図は 11 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 637 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借により、駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は都市計画区域内で、集落接続があり、住宅等が連たんする区域で第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、駐車場の必要面積検討表等から問題はないと考えられます。なお隣接に農地はありません。

補足説明です。●●を営む申請人は借りている駐車場用地の一部を返却することとなり、また事業拡張のために、24台分の駐車場を整備するものです。雨水は自然浸透の予定です。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上になります。

【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、1番花田委員にお願い致します。

【花田委員】 はい。去る6月18日に事務局、会長と現地調査致しました。隣で整体院をやっておりまして、その隣を駐車場にすることで、住宅地の中の一角ということで、何ら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

【議長】 次に興石推進委員に意見を求めます。

【興石推進委員】 推進委員の興石です。
全然、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号24番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号25番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号 25 番をお願いします。住宅地図は 12 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 857 m²を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、

●●番地、地目畑、面積 769 m²を、●●番地、●●さんが、合計で 2 筆 1,626 m²を、●●番地、●●さんに使用貸借により、資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は農地が連たんする第 1 種農地と判断することができますが、不許可の例外、集落に接続して設置される日常生活に必要な施設と考えられます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、土地選定理由書、必要面積検討表、融資証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。事業規模の拡大及び現在の資材置場を返却することに伴う新規資材置場の申請で、業務効率の向上を考えた上で今回の申請となりました。重機、ダンプ、残土、碎石、建築資材等として使用予定しております。雨水は自然浸透です。

写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきましては、7 番の矢崎委員が今日、欠席をしております。私の方から代わって報告させていただきますが、現場で矢崎委員とお話をさせていただき、問題はないと伺っております。

次に高山推進委員に意見を求めます。

【高山推進委員】 はい、推進委員の高山です。

今、今村会長が言われたように問題はないと思います。よろしく審議の程をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【山本委員】 はい、議長。3 番山本です。

集落に連たんするという話ですが、この（住宅地図）12 ページで連たんするという判断を教えていただきたいということと、不許可の例外の中で、日常生活に必要なものとありますが、資材置場で日常生活に必要なものですが、資材置場で日常生活に支障がないといえるのでしょうか。

【事務局】 はい、議長。

まず一つ目の件ですが、地図の矢印1の南側に家があります。また北側にも1軒ございまして、接続をとりました。

あと事業所から2km以内で日常生活というより、会社の事業に影響がある、ないということで不許可の例外という理由をとりました。以上です。

【山本委員】 今、12番の図の手前側の家と2番の上の家ということですね。連たんということで、最低何軒とありますよね、それとの距離とかもあると思いますが、甲斐市の考え方はどのようなものですか。

【事務局】 はい、議長。
県と相談をしまして、50m以内で5戸の家があるということで連たんをとりました。

【議長】 他にございますか。

【内藤委員】 はい。私も質問しようと思ったのですが、第1種農地ということで50m以内の(集落)連たんの他に、先程、山本委員が質問したように、日常生活に必要な施設と画面に出ていたのですが、どういうことでしょうか。

【事務局】 はい。日常生活とありますが、会社の場合は生活というよりも、日常の業務というところに当たります。

【議長】 その他ございますか。

【花田委員】 はい。記憶にありますますが、3か月くらい前に、もう少し広い面積で、手前の方に資材置場の申請が出ていたような気がしましたが、ここは全部資材置場になってしましますが、ダンプの出入りがあると隣接の住宅で被害等が出るのではないのでしょうか。また、そこはちゃんと資材置場になっているのでしょうか。

【事務局】 はい。確かに隣接している所で資材置場の申請が出ています。近所の方もダンプ等の出入りがあるので、迷惑な部分があると思いますが、道も広いので、今のところ大きな問題は聞いせんが、多少迷惑なこともあるかと思ひます。また、(許可が)でた所は、写真の奥の方に土砂が見えますが、少しずつ資材置場として山が積み上がってきていますので、

資材置場として機能してきているようです。

【議長】 その他ございますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号 25 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 それでは本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 26 番の説明を事務局にお願いします。

【事務局】 はい、議長。

番号 26 番をお願いします。資料は 7 ページ、住宅地図は 13 ページ斜線の部分になります。

●●番地、地目畑、面積 258 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により、自己用住宅を建てるための許可申請が出ています。

申請地は上下水道、2 公共施設、診療所、歯科診療所があり、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、開発行為許可申請書の写し、融資証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。貸し人と借り人は●●の関係です。建築面積は 61.98 m²、給排水は北側の上下水道本管に接続予定です。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、9 番齋藤委員にお願い致します。

【齋藤委員】 はい、9 番齋藤です。

6 月 18 日の現地調査には都合がありまして、翌日現地調査を行いました。住宅地の中で何ら問題はありませぬ。よろしく申し上げます。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】

坂本です。

私も 18 日の現地調査に参加できませんでしたが、後日確認に行きまして、何ら問題はないと思いますので、ご審議程よろしく申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 26 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 27 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 27 番をお願いします。住宅地図は 14 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 1,050 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により建売分譲をするための許可申請が出ています。

申請地は都市計画区域内で、集落接続があり、住宅等が連たんする区域で、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、預金通帳の写し、隣接耕作者の同意書、排水承諾書、開発許可申請書の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。建売分譲 4 区画の計画で、敷地面積は 1 区画 236 m²から 242 m²です。給水は南側及び北側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由し隣接水路へ排水予定です。

写真は北及び南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、11 番中澤委員にお願い致します。

【中澤委員】

11 番中澤です。

今月 18 日に会長、事務局、推進委員の方と行って来ました。場所は住宅地の真ん中で、住宅が点々と広がっています。地権者が夫婦共に高齢で、農業ができないということを聞いております。審議の程お願いします。

【議長】

次に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】

推進委員の保坂です。

中澤委員のおっしゃるとおりで、高齢化でなかなか農業ができないということです。よろしくお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 27 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 28 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号 28 番をお願いします。住宅地図 15 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 238 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに使用貸借により、自己用住宅を建てるための許可申請が出ています。

申請地は都市計画区域内で、集落接続があり、住宅等が連たんする区域で、第 3 種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資金証明書、隣接耕作者の同意書、排水承諾書、開発許可申請書の写しなどから問題はないと考えられます。

補足説明です。建築面積は 52.1 m²で、給水は北西側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由し隣接水路へ排水予定です。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、17 番坂本委員にお願い致します。

【坂本委員】 はい、17 番坂本です。

18 日に会長、副会長、事務局、担当委員と現地調査を行いました。三井家は土地を持っているのですが、全部調整区域で分家のため調整区域内で南側に農地がありますが問題はないと思います。北側は 4m 道路に面しておりますので、隣接耕作者には影響はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

【議長】 次に内藤推進委員に意見を求めます。

【内藤推進委員】 内藤です。

今、坂本委員が報告したとおり、何の問題はないと思います。よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようでございます。番号 28 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

【議長】 (異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第 24 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件、農地中間管理事業によるものを上程致します。事務局に利用権設定の番号 36 番から 38 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料の 8 ページをお願いします。番号 36 番、住宅地図は 16 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 295 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 3 年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 10,169 円で、水稻の作付けを予定しています。所有している農機具は、田植機、コンバイン、トラクター、乾燥機、草刈機、動力噴霧器、各 1 台と管理機 3 台です。

続きまして、番号 37 番、住宅地図 17 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積 1,444 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を 5 年間、引き続き貸し付ける計画が出されました。

小作料は 10 アールあたり 13,850 円で、キュウリの作付けを予定しています。所有している農機具は、軽トラック、動力噴霧機、管理機、乗用モア各 1 台です。

続きまして、番号 38 番、住宅地図 18 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 752 m²他 1 筆合計 1,472 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が出されました。

小作料は無償で、水稻の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、田植機、コンバイン各 1 台です。

説明は以上でございます。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問はありますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号 36 番から 38 番を承認することに決定致します。

(議案第 25 号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。議案第 25 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件を上程致します。事務局より番号 1 番の説明を求めます。

- 【事務局】 はい、議長。
資料 9 ページをお願いします。住宅地図は 19 ページの 2 つの斜線の部分になります。
番号 1 番、申請人は●●番地、●●さんです。●●番地、地目畑、面積 851 m²他 1 筆合計 1,747 m²、もうひとつが地図の下側になりますが、●●番地、地目田、面積 526 m²他 1 筆合計 1,226 m²、合計で 4 筆 2,973 m²でございます。相続開始時期は平成 30 年 11 月 17 日です。この申請は、相続を受けた後に農地として引き続き使用することで、相続税の猶予を受けるための申請であり、農地として問題はないと考えられます。写真は 1 枚目は上段の 2 筆、2 枚目は下段の 2 筆です。
説明は以上です。
- 【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、12 番内藤委員にお願い致します。
- 【内藤委員】 はい、12 番内藤です。
先般、18 日に会長、事務局で現地を見に行ってきました。今、説明のとおり位置図の上の方は、現在草は生えていますけど定期的に管理して、草刈りをしているようです。それから下の方は水稲で、現在水が入って、田植えがされて優良な農地になると思います。そんなことで相続税の納税猶予の申請が上がりましたので、特に問題はないと感じました。報告します。
- 【議長】 次に金丸推進委員に意見を求めます。
- 【金丸推進委員】 今、委員さんの言ったとおり何ら問題はないと思います。よろしくお願ひします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【小宮山（敏）委員】 はい、15 番小宮山です。
これは●●さんですね。去年の●●さんはここではないのですが、農振地域の●●という所で、田圃がありそこが耕作放棄地になっていて、去年も草刈りをとすることで指導が農業委員会から出ていると思いますが、今年もそのような状況で草ボウボウで放棄されていて、そういう方に、申請を出している所は市街化ですが、税金の高いところを納税猶

- 予を受けようと申請を出しているのに、農振の所は放棄するということはおかしいのではないかと、そのところを皆様に検討していただきたいと思います。
- 【事務局】 はい。
これは納税猶予の申請ですが、他の農地については耕作するよう指導はしております。
- 【小宮山（敏）委員】 委員会から指導してあれば、草刈りはしていると思いましたが、草刈りはしていなくて、周りからは苦情が出ています。昨年も苦情が出たので、私から農業委員会へ話をしまして、昨年は少しトラクターでかき回した程度でほったらかして、今年は草ボウボウになっています。申請を出す以上はそのような所を管理していないと、おかしいのではないかと思います。
- 【事務局】 徹底していきたいと思います。いずれにしても、今回申請した所が耕作放棄地になった場合は 20 年後は税務署が確認して追徴課税することになります。また再度、指導を行っていきたいと思います。
- 【議長】 13 番小林委員。
- 【小林委員】 詳しく聞きたいのですが、この申請地は写真に写っている所ですか、田植えはされているの。
- 【事務局】 田植えはしています。
- 【小林委員】 これ以外の土地が、草ボウボウでいいのかということでしょ。それは駄目じゃん。農業をするという意欲がないということじゃないか。税金だけ猶予してくれということはよくない。小宮山さんの言うとおりでしよう。1 回やり直しでしょう。
- 【事務局】 ここに遺産分割協議書がありまして、今回、●●さんが相続する分が（今回申請の）4 筆です。耕作放棄地になっている部分については、他の兄弟が相続する部分があると思うのですが、今回、申請が上がってきた 4 筆を（申請者が）相続するのだと思います。
- 【小宮山（敏）】 税金が安い農振地域は耕作放棄して、（税金が）高い市街地は納税猶予

委員】 を受けるのはおかしいと思います。遺産分割で放棄地は他の人の名義であればその人の責任だと思えますが、多分兄弟の中で農業を2人でやっていると思いますが、落合の方は田植えをしたりしなかったりで、1枚の田圃はここ何年も放棄地になっていて、草ボウボウになっているところをきちんと管理できるという確約をとってからではないと困ります。

【議長】 それでは色々なご指摘もございましたので、再確認をするということですが、今回は、保留をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【議長】 保留で処理をしたいと思えます。

(議案第26号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。議案第26号、令和2年度山梨県農業行政施策に関する意見等についてを上程致します。事務局より説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

みなさんのお手元に資料1というホッチキス止めの資料がありますので、そちらをお願いします。

4月に皆さんに依頼をしたところです。5月29日までに意見があればお願いをしたところですが、1ページにつきましては意見を出していただいたものをふくめ、まとめた案です。2ページが委員さんからいただいた意見です。今年度は1名の委員さんのみであります。意見をいただいております。3ページ、4ページにつきましては、昨年、農業会議へ提出したものになっております。昨年と大きくは変わっておりません。昨年と違うところは、昨年までは非農地判断を入れておりましたが、非農地につきましては、昨年から清川地区、睦沢地区を行いました。山梨県全体が非農地判断が遅れておりましたが、昨年度から動き始めています。甲斐市につきましても約22haの非農地判断を行っておりますので、意見から外しました。

1ページをご覧ください。1として、農地の有効利用対策についてということで、課題として、耕作放棄地の発生防止・解消ということで、農業従事者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加していることから、水田を活用できる作物やその農地にあった有利作物の開発など

の支援措置を要望する。

次に農地中間管理事業の活用ということで、中間管理事業を利用する場合、更なる予算の確保を要請するとともに、中山間地域等の借り受け対象地とならない農地については、希望者に対する支援策を要望する。

項目2として、担い手の育成・確保と農業経営支援対策についてということで、新規就農者等に対する支援の拡充で、集積・集約化が図れる企業等の新規参入に対する支援や新規就農者に対する補助金の年齢制限の緩和などの支援体制の充実を要望する。

次に産業として成り立つ条件整備ということで、高品質・高収入を目指し、営農指導を要請し、大型機械を購入する場合の資金援助等の拡充を要望する。

3としまして、上記以外の施策について、鳥獣被害対策の拡充ということで、鳥獣被害防除のため、電気柵等の購入に対する助成の拡充等、地域の実情に即した対策を要望する。

次に農道・水路・溜池等の農業用施設の改良・整備ということで、農道・水路・溜池等の農業用施設の老朽化が進み、多くの施設が改修等の必要な時期を迎えている。そのため、長寿命化に伴う改修等について、更なる財政支援を要望する、というようにまとめさせていただきました。

今日、皆さんにお諮りして、県農業会議へ提出し、11月頃、農業会議から知事へ提出する予定になっています。よろしくお願ひします。

【議長】 事務局の説明は以上です。これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

2番祢津委員。

【祢津委員】 はい、2番祢津です。

大型機械と集約化、老朽化の水路。老朽化の水路を先にしてしまうと、農地の集約化ができない、大型機械が入らない、その辺のつじつまが気になりますかでしょうか。

2点目は、親の代から高品質・高収入をやっていて、それについて答えがないので、農業が衰退しているの、普及所へ聞けば良いといっても、普及所は答えを持っていないというのが自分の感覚なのですが、その2点ですが。

【事務局】 はい。

まず水路の改修等でございますが、あちこちで喫緊に改修しなければ

ならない所がございますので、それを中心に考えております。もちろん農地の集積化・集約化において、水路を改修してしまえば、難しいという面もありますが、漏れて水路の機能が支障をきたしている所は、要望を受けて、なるべく早く改修をしていきたいという考えで入れております。

高品質・高収入ですが、おっしゃったように簡単に回答が出てこないということで進んでいないのですが、毎年出すことで、新しい考えなどで、営農指導をしていただきたいというようなことがありまして、入れさせてもらいました。

【衾津委員】

普及所の指導を仰ぎということは、責任を投げちゃっているような意識があって、その辺を「共に開発し」くらいにという文言の調整で、前例に倣うとうことではない表現にしていきたい。

【議長】

県の施策に対する意見なので、表現の仕方をどうするかという難しいですが。

【山本（重）委員】

議長。

衾津委員がおっしゃっていることは多分、県へ要請するだけではなくて、自助努力も必要だという話だろうかと思うのですが、県も知事が代わって、新しい農業施策を作っている状況の中で、儲かる農業の実現というのを柱に掲げているのですが、そうした時に甲斐市農業委員会とすれば、少なからずそういう施策に則って、儲かる農業の実現に向かって色々な施策を講じてくれというようなことを要請していくことだと思います。いずれ県に対しては産業として成り立つ条件整備という課題については、営農指導以外には、ハードとソフト面での要請という意味での書き方と思ったのですが、今の衾津委員の話の部分は、今後事務局が農業行政の中で意見交換会をするようなことがあれば、農業委員の中からこういう意見がありましたということで、検討してもらおうことで、あくまでも模範解答の建議なものですからこういう表現になってしまうのではないかと思います。もっと突っ込んで話をする時に、今いったような意見を提案するということがいかがでしょうか。

【議長】

私も農業会議が主催する農業委員会会長会議が年1回開催されますので、意見交換会がありますので、その中で意見を述べたいと思いますので、このような表現でいかがでしょうか。

【祢津委員】

事務局の方に頭の片隅に入れておいて頂きたいのですが、15年くらい前に普及所不要論があつて、実際になくなっているんですね。意味がないということで全国的になしになっているのですが、普及所は名乗れませんが今までの体制でいきますという話があつて、3年か5年くらい経って普及所を名乗っていいということになりました。そのようなことがありました。

【議長】

県の施策に対する意見ということでありますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

その他ございますか。

(なしの声)

今、意見が出ましたが、それを含めてご承認を頂きたいと思ひます

(異議なしの声)

【議長】

本委員会の提言として、県農業会議へ提出することと致しします。

以上で本日の審議はすべて終了致ししました。

小宮山副会長から閉会のことばをお願い致しします。

【小宮山副会長】

(あいさつ)

これをもちまして、本日の総会を閉会と致しします。

午後3時44分 閉会

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年7月25日

議事録署名委員 16番

議事録署名委員 17番

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹